

平成29年7月25日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

○特記事項あり

ノートパソコン用バッテリーパック(「ノートパソコン」として公表)に関する事故(リコール対象製品)について

(詳細は次頁以降参照。)

- | | |
|--|----|
| 1. ガス機器・石油機器に関する事故
(うちガス栓(都市ガス用)1件) | 1件 |
| 2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故
(うち昇圧ユニット(太陽光発電システム用)1件、
温水洗浄便座1件、充電器(ラジオコントロール玩具用)1件、
ノートパソコン1件) | 4件 |
| 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故
(うちDVDドライブ(パソコン周辺機器)1件、
自転車1件、介護ベッド1件) | 3件 |
| 4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故調査判定合同会議(※)
において、審議を予定している案件
該当案件なし | |

1. ~ 4. の詳細は別紙のとおりです。

※正式名称は「消費者安全調査委員会製品事故情報専門調査会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議」という。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

6. 特記事項

富士通株式会社（現 富士通クライアントコンピューティング株式会社）が販売したノートパソコン用バッテリーパック（「ノートパソコン」として公表）について（管理番号：A201700232）

①事故事象について

富士通株式会社（現 富士通クライアントコンピューティング株式会社（法人番号：3020001114711））が販売したノートパソコンを使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生しました。当該事故の原因は、現在、調査中です。

②当該製品のリコール（無償製品交換）について

同社は、当該製品を含む対象製品（下記③）について、製造上の不具合により、バッテリーセルが異常発熱し、出火に至った可能性が高いことから、事故の再発防止を図るため、2015年（平成27年）8月27日にウェブサイトへ情報を掲載し、対象製品のバッテリーパックについて無償製品交換を実施しています。

なお、今般報告のあった当該事故（管理番号：A201700232）が上記のリコール事象によるものかどうかは現時点では不明です。

③対象製品：製品名、製造期間、対象個数

製品名：ノートパソコン用バッテリーパック

富士通株式会社が発売したノートパソコン（LIFEBOOKシリーズ）の一部の機種に搭載したバッテリーパック及びオプション・サービス用に販売したバッテリーパックのうち、下記期間に製造されたもの。

製造期間：2011年8月から2012年5月まで

対象個数：67, 215個

2015年（平成27年）8月27日からリコール（無償製品交換）を実施

回収率：73.5%（2017年7月2日時点）

<リコール対象製品での事故件数>

当該事故（管理番号：A201700232）発生以前の、対象製品におけるリコール対象の内容による2010年度以降の事故（リコール開始の契機となった事故を含む。）の件数は、次のとおりです。これらは、消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告を受けたものです。

年度	事故件数	被害状況	年度	事故件数	被害状況
2017年度	0	—	2013年度	0	—
2016年度	0	—	2012年度	0	—
2015年度	2	火災	2011年度	0	—
2014年度	1	火災	2010年度	—	—

<対象製品の確認方法>

バッテリーパックに記載された、以下の「物品番号」及び「製造番号の一部」が対象となります。

物品番号	製造番号の一部
CP556150-01 CP556150-02	Z110802~Z111212 Z120102~Z120512

お持ちのノートパソコンのバッテリーパックが対象製品かどうかについて、以下を御確認の上、事業者のウェブサイトにて御確認いただくか、事業者の問合せ先に御連絡ください。

なお、「物品番号」「製造番号の一部」は、以下のようなバーコードがプリントされたシールに記載されています。赤枠で示す該当部分を調べてください。

i) 「物品番号」 CP556150-01又はCP556150-02



ii) 「製造番号の一部」 ハイフン以降Zから始まる英数字



④使用者への注意喚起

対象製品をお持ちの方で、まだ事業者の行う無償製品交換を受けていない方は、直ちにバッテリーパックをノートパソコンから取り外し、周辺に可燃物がない冷暗所に保管するとともに、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

なお、保管中はバッテリーの充電を行わないでください。

【問合せ先】

富士通株式会社 FMVバッテリーパック交換ご相談窓口

電話番号：0120-924-632 ※フリーダイヤル（無料）

受付時間：9時～17時（土・日・祝日・事業者指定の休日は除く。）

ウェブサイト：<http://pr.fujitsu.com/jp/news/2015/08/27-1.html>

http://azby.fmworld.net/battery_exchange/2015/

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課（製品事故情報担当）

担当：柳川、平野、清重

電話：03-3507-9204（直通）

FAX：03-3507-9290

経済産業省産業保安グループ製品安全課製品事故対策室

担当：橋爪、高橋

電話：03-3501-1707（直通）

FAX：03-3501-2805

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201700225	平成29年7月1日	平成29年7月20日	ガス栓(都市ガス用)	G032A-14	光陽産業株式会社	火災	公共施設で当該製品に接続したガスこんろを使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	山口県	平成29年7月6日に経済産業省産業保安グループにて公表済 平成29年7月13日に消費者安全法の重大事故等として公表済

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201700227	平成29年7月12日	平成29年7月20日	昇圧ユニット(太陽光発電システム用)	JB01	京セラ株式会社	火災	当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	愛知県	平成29年7月21日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A201700228	平成29年7月8日	平成29年7月21日	温水洗浄便座	TCF4011R	東陶機器株式会社(現 TOTO株式会社)	火災	当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	三重県	
A201700230	平成29年6月15日	平成29年7月21日	充電器(ラジオコントロール玩具用)	#44165	株式会社 Hitec Multiplex Japan, Inc. (輸入事業者)	火災	当該製品でバッテリーを充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	静岡県	事業者が重大製品事故として認識したのは平成29年7月14日
A201700232	平成29年7月12日	平成29年7月21日	ノートパソコン	FMVS54EW	富士通株式会社(現富士通クライアントコンピューティング株式会社)	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	神奈川県	平成27年8月27日からリコールを実施(特記事項を参照) 回収率:73.5%

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201700226	平成29年7月8日	平成29年7月20日	DVDドライブ(パソコン周辺機器)	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品から出火したのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	徳島県	
A201700229	平成29年5月31日	平成29年7月21日	自転車	重傷1名	当該製品で走行中、ハンドルがロックし、転倒、負傷した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは平成29年7月14日
A201700231	平成29年7月6日	平成29年7月21日	介護ベッド	死亡1名	施設で使用者が昇降機能のある当該製品のベッドフレームの隙間に挟まった状態で発見され、死亡が確認された。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	静岡県	事業者が重大製品事故として認識したのは平成29年7月10日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 厳重注意

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故調査判定合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし

昇圧ユニット（太陽光発電システム用）（管理番号：A201700227）



温水洗浄便座（管理番号：A201700228）



充電器（ラジオコントロール玩具用）（管理番号：A201700230）

